

まちづくり協議会設立支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちづくり協議会の設立を目指して組織された団体に対し、予算の範囲内において、その設立に向けた準備に要する経費の一部を補助し、もって住民主体のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「まちづくり協議会」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。

- (1) おおむね大津市立小学校の通学区域（以下「学区」という。）を単位として設立した団体であること。
- (2) 学区の全ての住民を対象としたまちづくりに取り組む団体であること。
- (3) 自治連合会を含む学区内の多数の各種団体、事業者、個人等の多様な主体で構成されている団体であること。
- (4) 団体の名称、事務所の所在地、代表者及び役員の選出方法、総会の方法、事業計画の策定、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うための事項を規約等に定めている団体であること。
- (5) 運営に当たる役員や代表者が、構成員の意思に基づき民主的に選出される団体であること。
- (6) 地域の課題と目標を共有し、地域振興、健康・福祉、防犯・防災、環境、人権・生涯学習、文化・教育などの分野ごとにその解決に向けた活動方針や事業計画を定めたまちづくり計画を策定している団体であること。
- (7) 特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としている団体でないこと。

(補助対象者)

第3条 この要綱によるまちづくり協議会設立支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、まちづくり協議会を設立するため、おおむね学区を単位として組織された団体であって、自治連合会を含む学区内の多数の各種団体、事業者、個人等の多様な主体で構成されているものとする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額と400,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。
- 3 1の補助対象者に対する補助金の交付は、1年度につき1回、連続して2回までを限度とする。ただし、2回目の交付は1回目の補助金の額が400,000円に満たない場合に限るものとし、その場合における補助金の額は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、まちづくり協議会設立支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (4) 役員又は構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類
(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、まちづくり協議会設立支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、まちづくり協議会設立支援補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、まちづくり協議会設立支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又はまちづくり協議会設立支援補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、まちづくり協議会設立支援補助事業変更承認申請書（様式第6号）又はまちづくり協議会設立支援補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、まちづくり協議会設立支援補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくはまちづくり協議会設立支援補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又はまちづくり協議会設立支援補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくはまちづくり協議会設立支援補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、まちづくり協議会設立支援補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書（様式第13号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、まちづくり協議会設立支援補助金交付確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、まちづくり協議会設立支援補助金（精算払）交付請求書（様式第15号）とする。

- 2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない

い交付請求書は、まちづくり協議会設立支援補助金（概算払）交付請求書（様式第 16 号）とする。

（取消通知書）

第 13 条 規則第 19 条第 4 項の規定による通知は、まちづくり協議会設立支援補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（返還通知書）

第 14 条 規則第 20 条第 1 項の規定による返還の命令は、まちづくり協議会設立支援補助金返還通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費
まちづくり協議会の設立に向けた準備に関する事業	補助事業に要する次に掲げる経費のうち、市長が必要と認めるもの (1) 報償費、謝金及び旅費 (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、修繕料等） (3) 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） (4) 委託料 (5) 使用料及び賃借料 (6) 備品購入費 (7) その他補助事業の実施に必要な経費